

就労選択支援

「指定後の注意事項」

変更・休止・廃止・再開
(R7.6～)

■ 変更

●届出期限

- 加算届内容以外 ・ 変更の日から10日以内
- 加算届の場合 1 介護給付費・訓練等給付費の算定に係る事項のうち増額となる変更
 - ・ 算定する月(1日付)の前月15日までに届出完了
- 加算届の場合 2 新たに「福祉・介護職員等処遇改善加算」を算定する変更
 - ・ 算定する月(1日付)の前々月の末日までに届出完了

●届出方法

- ・ ◆変更内容一覧◆に従い、来庁または郵送により届出
- ・ 来庁の場合は電話等による事前予約が必要
- ※ 2種類以上の届出のうち、来庁と郵送が含まれる場合は来庁による届出とする

●必要書類

- ・ 変更届出書(別紙様式第二号)
- ・ その他◆変更内容一覧◆のとおり
- ・ (郵送による場合) 変更届連絡票
- ・ (郵送による場合) 110円切手を貼った定形封筒(返信用)

15日が締切期日である変更については、申請予約締切日までに余裕を持って予約を行ってください。

申請者多数の場合は、申請予約締切日以前でも予約を締切ることがありますのでご了承ください。

◆ 変更内容一覧 ◆

注:申請者(法人)の各事項に関する変更について、同一法人内に複数の指定事業所がある場合は一括して変更届をする扱いとなるため「事業所一覧」の添付が必要

変更事項	区分	添付書類	留意事項
1 申請者(法人)の名称 申請者(法人)の所在地	郵送	① 履歴事項全部証明書 ② 事業所一覧表(同一法人が複数の事業所を運営している場合に必要) ③ 業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(第3号様式)	※ 法人の一体性(継続性)が認められない場合は新規申請が必要 ・ 届出書に法人等名称のふりがなを必ず明記 ・ 左記③は、東大阪市に業務管理体制の届け出をしている場合に必要(法人の所在地変更の場合は省略可) ※ 所在地変更に伴い、電話、FAXに変更がある場合は、変更届出書にその旨も記載
2 申請者(法人)の主たる事務所の電話、FAXのみ	郵送	① 事業所一覧表(同一法人が複数の事業所を運営している場合に必要) ② 業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(第3号様式)	
3 申請者(法人)の代表者の氏名及び住所	郵送	① 履歴事項全部証明書 ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書 ③ 事業所一覧表(同一法人が複数の事業所を運営している場合に必要) ④ 業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(第3号様式)	・ 左記②は代表者が新たに就任する場合に必要 ・ 左記④は、東大阪市に業務管理体制の届け出をしている場合省略可

変更事項	区分	添付書類	留意事項
4 事業所の名称	郵送	① 付表 ② 運営規程 ③ 業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(第3号様式)	
5 事業所の所在地	来庁	① 付表 ② 事業所の平面図 ③ 事業所内外の写真 ④ 居室面積等一覧表 ⑤ 設備・備品等一覧表 ⑥ 運営規程 ⑦ 案内図 ⑧ 損害賠償発生時の対応を明示する書類 ⑨ 土地・建物の賃貸契約書の写しまたは登記簿謄本 ⑩ 建築基準法に基づく確認済証明書及び検査済証明書等 ⑪ 防火対象物使用開始届の写し ⑫ 業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(第3号様式)	・ 左記②、③について、撮影方向を平面図に記載 ・ ③はA4用紙に写真データを4枚貼り付けたもの (現像した写真を糊付けしたものは不可のため、その場合はA4用紙にカラーコピーした書類) ・ 左記⑦は、事業所と最寄り駅、協力医療機関との位置関係を示す ・ 左記⑧は、所在地変更後についても適用となる旨が示された書類 ・ 左記⑨が登記簿謄本の場合は原本が必要 ・ 左記⑫は、東大阪市に業務管理体制の届け出をしている場合に必要 ※ 所在地変更に伴い、電話、FAXに変更がある場合は、変更届出書にその旨も記載
6 事業所の電話、FAXのみ	郵送	① 付表	
7 事業所の建物の構造概要 平面図、設備の概要	来庁	① 事業所の平面図 ② 事業所内外の写真 ③ 居室面積等一覧表 ④ 設備・備品等一覧表 ⑤ 土地・建物の賃貸契約書の写しまたは登記簿謄本の写し ⑥ 建築基準法に基づく確認済証明書及び検査済証明書等(写し) ⑦ 防火対象物使用開始届の写し	・ 左記①は、「変更前」と「変更後」が必要 ・ 左記②は、「変更箇所」が必要 ・ 左記①、②について、撮影方向を平面図に記載 ・ ②はA4用紙に写真データを4枚貼り付けたもの (現像した写真を糊付けしたものは不可のため、その場合はA4用紙にカラーコピーした書類) ・ 左記⑤、⑥、⑦は、建物の増築等ある場合に必要 ・ 左記⑤が登記簿謄本の場合は原本が必要

変更事項	区分	添付書類	留意事項
8 管理者	来庁	① 付表 ② 組織体制図(兼務関係を明記) ③ 経歴書 ④ 資格を証する書類 ⑤ 実務経験証明書 ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書	・ 左記③は、3ヶ月以内の写真貼付が必要 ・ ④、⑤についてはいずれか1つでよい
9 管理者の氏名または住所	郵送	① 付表	
10 就労選択支援員	来庁	① 付表 ② 経歴書 ③ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ④ 組織体制図(兼務関係を明記) ⑤ 就労選択支援員養成研修修了書の写し	・ 左記⑤は令和10年3月31日までは基礎的研修または基礎的研修と同等以上の研修の修了書の写しの提出で可
11 主たる対象者	郵送	① 付表 ② 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由	・ 左記②は、対象者を特定する場合に必要
12 利用者から徴収する費用の額	郵送	① 変更届に利用料を記載	
13 通常の事業の実施地域	郵送	① 付表	
14 営業日・営業時間	郵送	① 変更届出書に変更前後の営業日・営業時間を記載	
15 介護給付費・訓練等給付費の請求に関する事項	来庁	① 介護給付費の算定に係る体制等に関する届出書 ② 訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表 ③ その他	※ 左記③は、「介護給付費・訓練等給付費の算定に係る各種届出の必要書類」参照
16 その他		内容により提出書類が異なるため、お問い合わせください	

■ 休止

- 届出方法
- 必要書類

※ 来庁のため電話等による事前予約が必要

- ・ 休止届出書(様式第4号)
- ・ 事業再開(6ヶ月以内)に向けての取り組み状況を記載した書類

■ 再開

- 届出方法
- 必要書類

※ 来庁のため電話等による事前予約が必要

- ・ 再開届出書(様式第4号)
- ・ 付表
- ・ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ・ 組織体制図(兼務関係を明記)
- ・ 従業者等の資格証を証する書類
- ・ 運営規程

■ 廃止

- 届出方法
- 必要書類

※ 来庁のため電話等による事前予約が必要

- ・ 廃止届出書(様式第4号)
- ・ 指定書の原本
- ・ 利用者の引継ぎ状況がわかる書類

※ 廃止・休止の届出は必ず1ヶ月前までに届け出てください。